

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
27	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和22年12月29日厚生省令第63号)により、従べき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度当初の前日となっている児童の年齢基準日を業年初日に応じることが可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改訂に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になっても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、業年初日に応じることが可能となるよう緩和を求め、	保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一徳説活躍社会の実現に繋がる。	〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 〇特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改訂に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)	内閣府、厚生労働省	長洲町		福島県、道子市、相馬市、津口市、新宮町、大村市 〇本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月まで終了し4月に児童を入所させ確保している事例や、4月の入所予定を繰り上げ年度04月に再度入所申請がみられる。配置基準の緩和により、年度途中の入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。 〇保育休業や労務意識の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受け入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。 〇0歳児の保育ニーズについては子が1歳を迎え入所を希望する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、業年初日に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。 〇留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くても児童年齢の増加により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることになり、年度当初における児童年齢に応じた保育士数確保を行う際関係所に指示しているため、その必要が無ければ施設改善や保育士の増員・定員を増やすことも可能となる。 〇本市でも保育士確保は困難な現状である。業年初日の配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができれば望ましい。 〇待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う必要があるが、低年齢児の増加に伴って児童の年齢に合わせた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休業の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。 〇本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。	保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度当初の前日としている。当該基準日を業年初日に応じるとする場合、日々必要な保育士数が変動することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
36	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認可	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設交付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたことである。これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保につながった。一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要がある。その協議時には県側が優位に立ちやすいため、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されずと限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間「差が無く、一律に業務に取り組みむことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第33条、第7条、第8条、第29条、第30条)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市		青森市、盛岡市、八王子市、富山市、長野市、重信市、豊橋市、姫路市、新潟市、倉敷市、久原市、沖繩県 〇幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移すことにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 〇本市は、目標の経過があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 〇本市では子ども・子育て家庭も、多様な保育ニーズに対応して教育・保育施設を選択し、適切な規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園における各法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移すことを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない「現行」においては、私立幼稚園への移行に關しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 〇当面において県と市間には幼保連携型認定こども園以外の認可状況の把握に留意している。 〇認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、認可外保育施設を利用する「母親認定」の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 〇現状、認可外施設から地方圏型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくしている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定するが、確認しないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。 〇施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市と市とに負担が大きくなっている。認定こども園(確実認定)への移行を目指す事業者にとって、一貫的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の承認権者が異なり、各々指導監視権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政でも監査の着目点や指導事項の振り分け等の事務が必要となっている。 〇本市では、具体的な実施例はないが、事業の対応、申請制においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 〇幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。	
38	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時ににおける保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生のおそれのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所へ入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受け入れが増加している。当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。取に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。なお、第一次地方分権一括法及び関係政令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないよう自治体において、子どもの受け入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一徳説活躍社会の実現に資する。	〇児童福祉法第45条第2項 〇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) 〇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)	内閣府、厚生労働省	須崎市	ひたちなか市、平家町、新宮町 〇近年増加傾向にある0、1歳児の入所希望者の受け入れに当たり、建築年数の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する幼児児童の密集が不足が定まっている。 〇本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増設は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。 〇特例児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う必要があるが、低年齢児の増加に伴って児童の年齢に合わせた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の家計と仕事の見直し、待機児童の解消に繋がるものである。 〇保育士の確保は出来ているが最低基準上必要とされる全ての保育園に入学できなかった児童がいる。	国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則として定めている。その上で、①待機児童の数が深刻な状態にあり、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務上、国において所要の整理を行うこと。</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、適切な事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助</p>	<p>【補助制度の一元化】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮</p>	<p>児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援活動同盟、広島市</p>		<p>＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、適切な事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なるため、内示の時期も厚生労働省4月・文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示も統一されていない。そのため一方の内示のみもしくは低い可能性で想定する。審査を進めていく中で、両府省間にかぎる影響を及ぼす可能性がある。また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>○単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理が可能な体制を構築していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 28年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。また、各の手続きも併存する部分の按分にも大変手間がかかり、按分方法の調整等がある上両方の交付申請に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。また、厚生労働省は内示が出ているが、補助金全ての方が揃わないと申請手続きを進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない原因となり得る。</p> <p>○本市においては、安心こども基金の活用が主たる支障と指摘が生じているため、現行制度を見直し、単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。</p> <p>○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするため施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに異なる手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。</p> <p>○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、適切な体制が必要とされている。</p> <p>○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担が大きくなり合理的に欠ける。</p> <p>○本交付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。</p> <p>○【支障事例】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったため、民間事業者の整備事業に支障を来している。事務処理上の非効率性のみならず、事業進捗への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○本市においては、安心こども基金の活用が主たる支障と指摘が生じているため、現行制度を見直し、単一施設の整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理や事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。</p> <p>○【支障事例】 厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の種類や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各庁への申請事項については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを担っている。</p> <p>国の制度に起因した支障事例であり、市等の事務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請書を行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分を、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の増設を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、並行に基づき費用按分をしながら、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれているため)の申請手続きを進めている。</p> <p>費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金額にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めたい状況がある。</p> <p>○本市においても、県との連携にズレが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を越すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が聞きにくくなっている。</p>	<p>認定こども園の施設整備に係る支障については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ第一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく統一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を算分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正を整理する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという懸念が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条 第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援活動会、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、広島県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	旭川市、青森県、秋田市、山形県、栃木県、茨城県、川越市、新潟県、福井県、長野県、新潟市、浜松市、大宮市、宇都宮市、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○県一制度であるが、施設整備の補助金は、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点から一元化するべき。</p> <p>○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。</p> <p>【支障事例】 市で事業を行う際、県の予算化も同時に行う必要があり、差額な事業展開が困難。 保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることになり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるように改善していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の種類や利用定員等により事業費を算分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の趣旨の達成に向けた事務手続きの整理が生じ、支障の法的解決に繋がっていないことも挙げられる。</p> <p>また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金(厚生労働省所管)」についても、認定こども園の場合は原則として一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。</p> <p>○認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。</p> <p>○認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる影響が生じている。</p> <p>具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支援が来ない。</p> <p>経費の按分基準に係る国の補助体系の見直し。民間事業者が円滑に整備事業を実施していくためにも、一元的な管理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を案分してそれぞれ申請を行うため、事務の負担が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】 過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の一本化が図られておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。</p> <p>また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の種類や定員等により按分を行わなければならない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。</p> <p>○施設整備の補助制度が厚生労働省と文部科学省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の認識のとおりであるが、当該補助基準が2省の基準額により算出されるため、各府県で算分する必要がある。按分方法が異なると、計数誤差が生じるような状況であることから、数値の確認・照合事項が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。</p> <p>特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。</p> <p>また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。</p> <p>なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に申請された認定こども園を申請した整備補助事業において、その後の内示の観点で、事業不遂を理由に当初決定していた内示額を一方的に大きく削減され、その後の修正予算等の考えも明確にされないまま、追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でも、補助事業を内示に進めることができない状況である。</p> <p>○1箇所当たり、保育所機能、幼稚園機能等1事業協議、交付申請、実績報告、交付申請に係る処理時間がそれぞれ3時間程度を要しており、平成28年度実績で、2箇所で4件分、およそ48時間の処理時間となっている。</p> <p>なお、平成29年度は5箇所の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を促させることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同整理する。</p> <p>子ども子育て分野については、運営、増員等の手当てしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てだけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理側としても、本提案について、強く要望している。</p> <p>○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等も必要であると考えられる。</p> <p>○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、取組が生じた。</p> <p>○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には悪影響を及ぼしているところであり、簡素化を求めたい。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案のスケジュールが異なる。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付金にそれぞれ協議、調査、事業への説明、積算の資料作りと調整を要した。</p> <p>○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。</p> <p>○本年度において、幼保連携型認定こども園の増設を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要する。また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めるべく状況がある。</p>	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続きの負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。	
106	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	○行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることにより、施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日、内閣府子ども子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府	福岡県、小笠原市	<p>○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。</p>	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大している状況。具体例は以下のとおり。 【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付委綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会			旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川崎市、鎌倉市、静岡県、横浜市、豊田市、大宮市、伊丹市、連口市、山崎小野田市、徳島県、北九州市、新潟市、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、福岡市	<p>○処遇改善等加算に係る事務 加算算定に係る考え方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の設定もあり、研修受講の要件は不明とされたが、当該要件の適用時期が不明であり、施設側の不安をおこしている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に留意する行政側にも大きな負担がかかっている。</p> <p>(市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加され、当該加算項目による事務負担が増大した。</p> <p>○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。 また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。</p> <p>○<制度が複雑かつ難解かつ難解という点に関して> 施設型給付費について、分属のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚生労働省と異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。 ①年度当初は区別の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、都で凍結した。②事業者から、「直接厚生労働省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会し、内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初より、加算をつけ続けた。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、教育支援加算、施設機能強化推進費加算等。</p> <p>○処遇改善等加算については、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対人数分を支払する等事務を簡素化して欲しいとの声が多く寄せられている。</p> <p>○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。</p> <p>○ 制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。</p> <p>施設型給付費等の算定にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付額は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない。施設側・行政側ともに大きな負担となっている。</p> <p>施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考え。</p> <p>○本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。</p> <p>○ 提案市からの事務改善方法に賛同、その他自治体及び事業者がデモリット無く行える改善案としては以下のとおり。</p> <p>1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) 「業務配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>2 特定加算部分における3月初日の利用子ども数に算入「要件の見直し」 (理由) 「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子ども数」に算入とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、積算は翌年度4月とならざるを得ない。 自治体及び施設の事業者として3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の申請は3月初日とするが、平成初による事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>3 処遇改善等加算の賃金改善要件分に係る加算算込積算方法の簡素化 (理由) 賃金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用に悩む等の苦情が多く寄せられている。 毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の「利用子ども数」により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。</p> <p>4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設」に算入「要件の簡素化」 (理由) 「主任保育士専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が増数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見出しにくいにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>5 人事異動等に基く公定価格標準額の適及改定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院勧告に伴う公定価格の適及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務的に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人員費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。 補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務的な苦慮に繋がるとも考える。</p> <p>○処遇改善加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか確定・計上できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の賃金水準について正し設定できているとわか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。 ○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付額は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○本市における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。 ○処遇改善等加算に係る事例については、提案団体と同様特に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を控えてきていない施設がある。 賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。 ○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考える。 ○計算方法が複雑なうえ、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単独改定ごとに給付率規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。 ○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大している状況である。 ○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が膨大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。 事務の簡素化を図り給付率を確保している。 ○制度が複雑・難解で行政、施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができると考える。 ○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付額の積算、支払事務も多大な負担が生じている。 ○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が膨大している。 提案市の具体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から理屈を説明し、訂正を求めたケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。 ○ 処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側の職員の勤続年数の算出等の雑作業に時間がかり、負担となっている。さらに、現行の加算による新たな加算が追加されてきたため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務負担が増大している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
225	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年9月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。	○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単座設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の接縁の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。 ○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が定員を下げるときは、3か月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与がでない状況となっている。 ○また、認可権のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。	・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市		福島県、横須市、長野市、静岡市、愛知県、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定め、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいため、定員を減少する際の市町村の関与と強化は合理的である。提案の必要に依り協議では、必要な場合が不明確なため、明確化すべきと考える。 ○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。提案による市町村の関与強化は当該計画の推進に寄与するものである。	子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とするとは施設側の負担増につながる懸念がある。 本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。
253	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に担うに、 ・幼保連携型認定こども園の認可権限、知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限、知事、政令市(H30年4月～)	幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊田市、愛知県、高松市、高松市、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっての手続きが煩雑になるとともに、併せては認定こども園に係る事務を一律に遂行し(なっていない)、幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。 ○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移転することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「教育・保育施設整備基本計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移転することを計画的に進めている。 こうした中、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、コスト増に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。 ○認定等の権限とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考え、(「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整事項がある) ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する(有認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる)可能性がある。 特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○複数の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が窓口と協議を行った際、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。 ・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しい。 ・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の認定権者が異なり、各々指導監督権限を有しているため、事業者にとって負担があり、行政でも監査の着地点や指導事項の振り合せ等の事務が必要となっている。 ○県の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見を伺う。 ○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものとする。 ○幼保連携型とは同様の認定基準とされている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存の実情を把握している中核市において、認定の方が合理的であると思われる。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市長官舎における検討を注視していく。	
255	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。 また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。 なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の必要の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なものではないか。	事務負担の軽減につながる。	子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項	内閣府	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛知県、石川県、長野市、豊田市、愛知県、高松市、北九州市	旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、相模市、横須市、海老名市、石川県、長野市、豊田市、愛知県、高松市、北九州市	○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の取組をまとめるための、市町村での判断を代行している。都道府県の判断は必要ないと考える。また、整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して道と本市の事務量が多くなっている。 ○本市においては、新規開設の認可時に県との協議期間として1か月を要するため、すべてのスケジュールを前倒しして行っている。また、既存園の定員内訳も変更時は県の申請があっても、県協議期間の1か月を要して行っていることなので、園の申請に対して迅速な対応ができない。また、提案の仰るとおり利用定員の設定・変更は市の権限を委ねて行っており、都道府県の判断によって変更をすることが考えられない。 ○子ども・子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であるとする。 ○施設型事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、特別自治市の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものとする。 ○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者と十分調整した上で行われていることから、「届出」に見直すなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。 ○本市においては、年間4件(43名)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、相応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第61条第4項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内での施設単位の定員設定や変更については、都道府県協議を義務付ける必要はないものとする。 ○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であるとする。	教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごと(必要)量の見込みと供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。 なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更について、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれの地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
257	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、前の調査(平成26年1月)によれば、約9割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「(園全体として配置しなければならない職員)として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」保育士の処遇改善)の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定ことも園法	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。 ○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。
258	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、大都市だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるように見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保育児童を解消することが必要である。	国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室や保育室(室)の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考え、待機児童解消加速化プランに基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
259	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設のための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一徳総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。	既存建築物を保育所に用途変更しやすくすることを目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
19	地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理されている。別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限定している。したがって、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起り、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考える。なお、予防接種法の逐条解釈においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。	経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める省令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		<p><追加共同提案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)></p> <p>支障事例</p> <p>矢野町、ひたな町、川崎市、鳥田町、大治町、伊予市、加吉川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、丹波市、水戸市、津和野町、遠東町、小竹町、熊本市、桂川町、筑前町、大分県、大分市、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福岡市、佐賀県、藤山町、上郷町、みやき町、玄海町、有田町、大町、江北町、長崎県、長与町、東郷町、波佐見町、小徳町、佐々木町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和木町、菊陽町、南阿蘇村、水川町、津久井町、木下町、錦町、大分県、延岡市、日田町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高岡町、国富町、綾町、高鍋町、新宮町、西米良村、木城町、川南町、船橋町、門川町、穂塚村、椎葉村、美濃町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、姦島町、赤松町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇城村、瀬戸内町、龍郷町、香茅町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国原村、寺崎七村、密納村、中城村、西原町、鹿野味村、南大東村、北大東村、伊佐名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、産名喜村、伊平屋村、九州地方知事会</p>	<p>○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。</p> <p>○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。</p> <p>○本市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管への照会や保護受給者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令第13条第2号で規定されている「予防接種を受けた者(又は当該者の保護者)」「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。本市では、予防接種法第28条第1項に基づき実費の徴収を行わない等として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の世帯員が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない者」を決定するに当たり、本人や保護者からの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づき「事務において」「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事例についても同様の措置を望むものである。</p> <p>○生活保護に関する事務の情報は単にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているのも多いため、事務連携により迅速な対応が期待できる。</p> <p>○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象となるため、特定個人情報の情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。</p> <p>○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。</p>	<p>ます、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務における生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報情報の追加</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。別表第2の項番16の2の項に定める主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、予防接種に関する情報に関する情報がある。しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるように緩和をお願いする。</p>	<p>予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え、政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象要件の最も「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにも関わらず、情報照会できないのは矛盾している。</p>	<p>適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</p>	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	<p>支障事例</p> <p>○身体障害者手帳1級を所持している方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。</p> <p>○昨年年度は、当県内の3市1町において、計123人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。</p> <p>○現在、当市においては、障害者福祉の担当課へ案件ごとに関係を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。</p> <p>○予防接種の実施において、登録簿に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求めることになるが、手帳を持参しただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考えている。</p> <p>○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。</p> <p>○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望と併せて情報連携の項目への追加が必要である。</p> <p>○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。</p> <p>○障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考え、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象であることを確認するために情報照会ができるようお願いしている。</p> <p>○身体障害者情報は本庁倉の担当課で把握しているために即時で情報を確認するには障害者手帳の提示を求めると方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の方々に負担が生じている。</p>	<p>まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
53	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされているものの、認定に必要な所得税額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、青森市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、高崎市、伊丹市、徳島市、大牟田市、豊田市、熊本市、福岡市	〇当該費用は養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告(1画)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税額から市町村税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 〇所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きくなり、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村長税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 〇本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
54	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされているものの、認定に必要な所得税額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第64号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	高崎市、豊田市、北九州市、熊本市	〇当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
55	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の取組について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされているものの、措置制度という性質上、認定に必要な所得税額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第64号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発雇児第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発雇第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—	まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
56	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の取組について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とされているものの、措置制度という性質上、認定に必要な所得税額に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第64号)第21条の4、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第111702号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村長税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当市における効率的な取組につながることを認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するとの制度改正の必要性を感じる。	まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
57	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定において、マイナンバーの情報は、マイナンバーの情報連携の対象となることは、当該措置の効率的な実施につながることをもたらし、また、マイナンバーの活用による行政の効率化に寄与するものとする。)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。(2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定において、マイナンバーの情報は、マイナンバーの情報連携の対象となることは、当該措置の効率的な実施につながることをもたらし、また、マイナンバーの活用による行政の効率化に寄与するものとする。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の各市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秋田市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象となることは、当該措置の効率的な実施につながることをもたらし、また、マイナンバーの活用による行政の効率化に寄与するものとする。	まず、厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
58	日 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定において、マイナンバーの情報は、マイナンバーの情報連携の対象となることは、当該措置の効率的な実施につながることをもたらし、また、マイナンバーの活用による行政の効率化に寄与するものとする。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定において、マイナンバーの情報は、マイナンバーの情報連携の対象となることは、当該措置の効率的な実施につながることをもたらし、また、マイナンバーの活用による行政の効率化に寄与するものとする。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の各市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秋田市、川崎市、伊丹市、宇都宮市、北九州市、朝倉市、熊本市	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収額を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の実施に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。また、扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取組む。費用徴収額を決定できないという点であれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。〇本市においても、費用徴収額を決定するにあたり、課税認定、および費用徴収額の決定に税情報と連携して調査すること多いため、事務負担となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報照会が可能なことでも、利用者側にも負担が軽減され、事務の効率化、迅速化が図られる。	まず、厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
249	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療費加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の単位が異なる。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第十九条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の7号 別表第二 9、119	内閣官庁、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	〇本市においても、次のとおり制度改革の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 実態の手続きは複雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担額を決定しているが、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市町村民税課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる可能性がある。 〇本市においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。	まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率化などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。	
42	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時に発生した迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発生直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行った。各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援要請を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられると、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知事会 議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大宮市、兵庫県、伊丹市、鹿兒島市	〇災害時における早期の応援職員派遣は初期体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを編み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の確保方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役割を担った。支援をする側では、支援の種類がないと動けなかった。県がまとめを行い、支援活動をするには、大家有用であると考え、これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。 〇熊本地震の際、被災地等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要する費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠などが発生し、応援の可否を判断するのにならざるを得なかった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならぬ立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することになった際にも、費用負担に係る明確な法的根拠が負担するのかが発生し、実態を踏まえながらの調整が必要とされた。被災地等からの応援要請に対しては、被災地等からの応援要請の際に、市町村の立場として、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がると考える。 〇平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままでも、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。 〇災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めておくもの、協定締結以外の地域への応援のため、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。	・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
108	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の申請・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと、さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対峙を求めている。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 本市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照会資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するもの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じていることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながる。と考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効果的かつ効果的な調査が可能となる。	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成28年6月内閣府・防災担当)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村		常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、鹿島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南相模かつ巨大地震のような市内全域に亘る甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。 ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまで被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。
166	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が8,000戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。 この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間で契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約手続が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配達業者の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間で契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に關しても支給の手段として考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するという手段をとることができない。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、内容によって現物給付か金銭支給を選択できること、民間賃貸住宅借上(みなし)の手続手続を大幅に簡素化することができ、被災者への迅速な支援につながる。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の配布が可能となれば、やりとりが2者間になることにより連絡調整が簡略化されるとともに、被災者自ら赴いて必需品を受け取ることで配達トラブルが回避され、被災者にとって必要な必需品を早く支給することができる。	災害救助法における現物給付の原則	内閣府	熊本市	平成27年の提案事項に「災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住家の応急修理等の手続の見直し)に対する各府省からの第1次回答によると「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の中間取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」「現金給付と、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上乗せを設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を詰めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等のあり方を直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援を実施すべき」との現行の枠組みにとらわれない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたい」とされている。」とされている。	北海道、山形県、ひたちなか市、上越市、越前市、多治見市、龍岡市、北九州市、田川市、熊本県	○本市においては、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、専ら仮設住宅に選択できない。また、市においては、生活必需品の支給について、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。 ○提案の効果としてあり、現物支給の例外が認めらることで被災者への支援が迅速に行われるので、制度の改正を望む。 ○大規模災害時の混乱状況と考えると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものと考えられる。 ○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるよう検討する必要がある。	・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達に困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ・有識者会議においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが続く等の利点があり、現金給付については「地用への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。 ・災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞金というような性格のものではない。また、害賠を受けた別別に保管した物があったり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。熊本市の生活必需品給与における支障事例は、応急仮設住宅への入居時期を大幅に超えて、広く被災者から申請を受けて実施したことから生じた混乱であると史料する。 ・借上型応急仮設住宅の供与における現金給付については、有識者会議の中間とりまとめにおいて、「今後の検討課題」とされており、東日本大震災での提供も継続中であることから、その終息状況や熊本地震の状況も踏まえ、検討を行ってまいりたい。
299	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害復旧資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害復旧資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害復旧資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府	岩泉町		北海道、岩手県、青森県、山形県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。 ・災害復旧資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ・また、災害復旧資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害復旧資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立ち直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
59	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	○新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。 ○継続事業については、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるもの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「実施計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く) ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかにすること。	○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。	○事業の一体的、計画的・継続的な事業執行が可能となる。 ○今後も、毎年新規事業が増えるのに従って、変更申請件数の増加が確実視される中、軽微な事業費の変更に伴う申請・認定手続が不要となり、国・地方の双方の事務の簡素化及び事務作業の大幅な縮減が図られる。 ○計画策定段階(特に終盤)での事務の手厚みや計画の見直しに係る事務負担が解消され、計画的に申請準備が行える。	地域再生法第5条、13条、 同法施行令第9条、 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条。 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	岡山市		北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、山口県、広島県、岡山県、広島市、山口県、高松市、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ○新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった。 ○本県においても、5つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携もつくり高度化事業」始め5つの事業については、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 また、次年度の事業申請に関する詳細が申請期限近くで示されていないため、県の予算執行時期において、どのような事業が申請できるか不透明であり、計画の策定が困難であった。 ○軽微な変更があるために継続事業として申請できないケースは今後増加していくと予測されるので、取り扱いは弾力化し、手続きが容易な継続事業として申請できる環境を整備すべき。 ○地方創生推進交付金の事業内容の変更を伴う場合の交付決定が5月31日で、交付決定前の事業者手が認められないことから、事業の実施が短期間に限定されるため、実施が不可能となる事業がある。 また、複数年度で契約している事業については、①実施計画の変更を伴わないものとして4月1日の交付決定が必須であり、変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ②実施計画の変更を伴わないものとして4月1日の交付決定が必須であるため、申請手続きが別になり、県を通じての事務手続き期間が非常に長いため、事務負担が大きい。 地方創生推進交付金の申請様式の修正が作成後にならぬよう、資料を伴う作業に負担を感じている。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に「変更を伴う部分」についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分と同一的な事業執行が出来ない。 ○会計年度の制約のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が5月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。	○実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ○地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。 ○事業連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示しているところ。
74	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の活用事業について、4月1日からの事業者着手が可能となる作業体制の構築	・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 ・4月1日からの事業者着手が可能となるよう交付決定を前倒しすること。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間の相談機会や説明の機会を十分に設ける。	・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。 ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。 ・申請様式が地方公共団体に示されたが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや懸念を十分に伝えることができなかった。	地方の声をしっかりと聴き、制度の改善や事務負担の軽減を図るとともに、国における採択作業等を前倒しすることで、年度当初からの事業者着手が可能となり、ロスタイムなく地方創生に取り組むことができる。	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	愛媛県 【共同提案】 広島県、松山市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	【提案趣旨に賛同】 北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、山口県、広島県、岡山県、広島市、山口県、高松市、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ○事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努めてまいりたい。		
144	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の申請に係る規制緩和	○事業計画変更を求める範囲(各年度の総事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。 ○内示時期を可能な限り早めることと、内示後の事業者着手を認める。	承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の総事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業者着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算措置する必要がある。事業推進上の支障となっている。 ○申請様式が地方公共団体に示されたが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや懸念を十分に伝えることができなかった。	交付金事業の効率化及び早期事業者着手ができる。	地域再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	岩手県、秋田県、奥州市	北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、山口県、広島県、岡山県、広島市、山口県、高松市、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。 ○実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ○地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日より、「認定・交付決定日」という。以降より事業者着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業者着手することはできない。		
172	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	【支障事例】 平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生推進交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を度々とした道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業委託者との契約を複数回締結することになる。その分、委託者にも事務負担を強いことになる。 【制度改正の必要性】 「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材流入を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設けて、各地域内の中小企業の高層人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。地道では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	事業計画の変更を伴う継続事業の場合も含めて年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、本事業の財源である地方創生推進交付金が早期に交付決定されることで、事業の年間スケジュールが立てやすくなることと、事業内容の充実が図られる。	地方創生推進交付金制度要綱 第9-2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成29年2月9日内閣府) 地方創生推進交付金の採択事業の事業者着手について(内閣府) 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	内閣府	埼玉県	北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、高松市、山口県、広島県、岡山県、広島市、山口県、高松市、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業者については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○本県においても、5月末の交付決定であったが、当事業については、5月1日からの事業者着手が認められた。しかし、年度当初から切れ目ない事業実施には県の単独財源が必要であったため、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○事業計画が9ヶ年、5ヶ年の計画であり、事業を実施していく中で事業費の変動は起こりうる。 そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に「変更を伴う部分」についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分と同一的な事業執行が出来ない。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前夜で契約を分割すること、本来不要で契約的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。	○申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
188	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	<p>「地方創生推進交付金」</p> <p>○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を強化する</p> <p>○内示時期を可能な限り早めることとし、内示後の事業着手を認める</p> <p>○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す</p>	<p>交付決定前の事業着手は原則として認められていない(公示上真にやむを得ない場合に限られ、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議を要する)。</p> <p>このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業着手となる。</p> <p>また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実施の事業に取り組み等々の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。</p>	<p>事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。</p> <p>「地方創生推進交付金関係」</p> <p>・交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。</p> <p>・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。</p>	<p>地域再生法第5条、第7条、第13条</p> <p>同法施行令第9条</p> <p>同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	矢野町	<p>北海道、旭川市、秋田県、福島県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三条市、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市長官庁、豊橋市、平田市、小牧市、滋賀県、岐阜県、山梨県、高松市、愛知県、岡崎市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市長官庁</p>	<p>○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、前契約約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。</p> <p>・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>平成28年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>○承認された事業計画から変更のある事業については、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。</p> <p>事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を強化することにより、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組み自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。</p> <p>○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。</p> <p>年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。</p> <p>○平成29年度の第2回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。</p> <p>○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのための3月の予算案議決後速やかに公募事務等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。</p> <p>・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	<p>「地方創生推進交付金」の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいります。</p> <p>・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。</p> <p>・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日より前日から事業着手することはできない。</p> <p>・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいります。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。</p>
189	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善	<p>「地域再生計画」</p> <p>○地方創生推進交付金の実施計画(計画採択後)に地域再生計画の認定申請を受け付ける。</p> <p>「地方創生推進交付金」</p> <p>○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。</p> <p>「制度全体」</p> <p>○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す</p>	<p>地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことにより、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短期間で処理する必要が生じた。</p> <p>地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。</p>	<p>事務の効率化を図り、効果的な事業の推進が図られる。</p> <p>「地域再生計画関係」</p> <p>・地域再生計画の事務手続の効率化。</p> <p>「地方創生推進交付金関係」</p> <p>・地方自治体における地方創生事業の推進。地方創生推進交付金の積極的活用が図られる。</p> <p>「制度全体」</p> <p>・国の事務体制を拡充し、スピード感のある事業の推進と、地方公共団体における次の事業計画策定準備などを計画的に実施できる。</p>	<p>地域再生法第5条、第7条、第13条</p> <p>同法施行令第9条</p> <p>同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	洋野町	<p>北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三条市、三条市、愛知県、名古屋市、豊橋市、長岡市、山梨県、山梨県、山梨県、高松市、愛知県、岡崎市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市長官庁</p>	<p>○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の内容の再確認を行った。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>・当期においては、2事業(計画)の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されなかったため、再申請に向けた事業内容の再確認を行った。</p> <p>・次回(2次分)以降のスケジュールが示されなかったため、5月修正予算等の予算編成スケジュールとの調整ができない状況となっている。</p> <p>○明確な採択基準や不採択となつた理由が示されなかったこと、次回(新年度含む)の申請ルールや様式の提示から、申請手続の期間までの目標に余裕がないことから、事業内容の十分な検討・精査が図れない状況となっている。</p> <p>○不採択となった事例は、不採択理由の詳細な説明を要することにより、度々1次回以降のスケジュールを示すことにより、事務の効率化と、効果的な事業の推進が図られる。</p> <p>また、事前相談から申請までに十分な時間を設けることで、不採択団体自体を減らすことができる。</p>	<p><地域再生計画></p> <p>地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定申請については、採択事業公表(内示)後の交付申請の遅延や、速やかに交付決定ができるよう、交付金実施計画と同時期に申請を受け付け、並行して審査を行っているところである。</p> <p>その際、地域再生計画については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の取組により、事務負担の軽減を行っている。また、交付金実施計画が不採択になった場合の地域再生計画の取り下げについても、特設書面による事務手続を求めている。</p> <p>なお、全国の地方公共団体からの認定申請の審査には一定の処理期間(法律上は申請を受理した日から三月以内に認定)が必要であるため、採択事業公表後に申請受付を行い審査を開始する場合、現状より認定・交付決定時期が遅れてしまうことが考えられる。</p> <p><地方創生推進交付金></p> <p>・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会創出に努め、申請内容の働きかけを積極的に支援してまいります。</p> <p>・制度全体></p> <p>・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいります。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。</p>
246	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生関係交付金の運用の見直し	<p>地方創生関係交付金の現行交付スケジュールでは、継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たさないと、交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めると、年度当初から事業着手できるようにすること。</p> <p>また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たさないと、交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めると、年度当初から事業着手できるようにすること。</p> <p>また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。</p>	<p>地方の自主的な取組や創意工夫が発揮されることで、地域の実情に応じた取組を主体的に進めることができる。</p>	<p>地域再生法第13条</p> <p>同法施行令第9条</p> <p>同法施行規則第10条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	内閣府	新潟県、茨城県、群馬県	<p>北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三条市、三条市、愛知県、名古屋市、豊橋市、長岡市、山梨県、山梨県、山梨県、高松市、愛知県、岡崎市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市長官庁</p>	<p>○地方創生推進交付金について、不採択の場合に理由が明示されないため、地方の自主的な取組や創意工夫が制約されてしまっている。</p> <p>○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。</p> <p>○承認された事業計画から変更のある事業については、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。</p> <p>事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を強化することにより、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組み自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。</p> <p>○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。</p> <p>年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。</p> <p>○平成29年度の第2回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。</p> <p>○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのための3月の予算案議決後速やかに公募事務等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。</p> <p>・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	<p>・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。</p> <p>・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日より前日から事業着手することはできない。</p> <p>・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各審査要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いいたします。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたいと思います。</p>
287	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	<p>1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。</p> <p>2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されたのか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができないこと、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。</p>	<p>【現状】</p> <p>地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれているが、地方にとっては貴重な財源となっている。</p> <p>しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。</p> <p>【1の事例】</p> <p>プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施しよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。</p> <p>また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されおらず、4月当初から事業が実施できない。</p> <p>【2の事例】</p> <p>本県から交付申請した「兵庫人」を育成する教育の振興や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。</p>	<p>各地域の創意工夫に富んだ取組を計画的に執行することが可能となり、交付金の趣旨に沿った地方創生の実現に資する。</p>	<p>地域再生法第13条第1項</p> <p>・地方創生推進交付金制度要綱</p> <p>・地方創生加速化交付金制度要綱</p>	内閣府	兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、神戸市、関西広域連合	<p>北海道、旭川市、秋田県、福島県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三条市、三条市、愛知県、名古屋市、豊橋市、長岡市、山梨県、山梨県、山梨県、高松市、愛知県、岡崎市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市長官庁</p>	<p>○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、前契約約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。</p> <p>また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。</p> <p>○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。</p> <p>○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。</p> <p>また、事業の一部不採択について理由が明示されず、自治体側の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不透明感が残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。</p> <p>○【年度当初からの事業着手】</p> <p>新規事業、継続事業共に、交付決定が年度を明けて以降にも関わらず交付決定以前の事業着手が認められていないため、継続性や機動性を求める事業の年度当初からの推進が困難となっている。事前着手を認めるが、もしくは、交付決定時期を明確にするなど、年度当初から事業着手できるように制度を正す必要がある。</p> <p>○【不採択理由の明示】</p> <p>不採択となった事業について、不採択理由を内閣府に問い合わせても曖昧な回答しか得られず、次に繋げるための事業改善を促さることができない状況となっている。</p> <p>○地域内の団体、企業など連携し進めている事業などの継続的な事業実施が困難となる場合が想定できるため、事前着手の制約を排除していただきたい。</p> <p>○国の申請スケジュールは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分の一体的な事業執行が出来ない。</p> <p>○地方創生推進交付金について、平成29年度の実施計画を変更し提出したが、変更交付決定が5月末以降のため事業着手が遅れている。また、継続審査となった事業があり内示が6月になったため、更に着手が遅れた事業がある。計画的な事業実施を行うための運用を確立するため、実施計画に突進があった場合4月1日までに交付決定できる審査スケジュールを要する。</p> <p>○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのための3月の予算案議決後速やかに公募事務等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。</p> <p>○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。</p> <p>・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。</p>	<p>・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいります。</p> <p>・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日より前日から事業着手することはできない。</p> <p>・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各審査要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いいたします。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたいと思います。</p> <p>・具体的な事業構築にあたっては、地方創生先行型交付金(タイプI)や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業の構築を進めていただきたいと思います。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
274	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄關口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風情ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄關口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都府、関西広域連合				市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される事業である。このため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域(区域内の一定の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の3分の1以下)等であることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このような制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であったとしても、当該要件を撤廃することはできない。 なお、平成28年度の法律改正(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号))により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しが行われ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて著しく狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地方公共団体の都市計画の定め方次第で市街地再開発事業を施行することが可能となったところである。 また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談された。
91	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかのみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県		公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していただくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報を最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。 なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。
92	B 地方に対する規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県		沖縄県		公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)を行っている(公益法人認定法第22条第2項、第3項)ことから、行政庁への閲覧請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている(同条第1項)。 なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していただくこととしている。
93	B 地方に対する規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の煩雑に直視の声がしばしば聞かれる。	移行法人の事務負担が軽減される。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県、山梨県、愛媛県		公益目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人(整備法第45条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であって公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)に該当しなくなるため、整備法上は公益目的支出計画実施報告書の提出を重ねて求めることはされていない。その理由は以下のとおりである。 ・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公益のための支出をすることにより、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出した場合には、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなっている。(整備法第124条) ・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的財産残額が0円となった事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第34条) ・公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条) 今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。